

生駒市福祉施設（福祉センター）  
指定管理者候補者選定委員会

選定報告書

平成 22 年 11 月 8 日

## 1 経緯

生駒市福祉施設「福祉センター」の指定管理者候補者の選定にあたり、生駒市福祉施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された申請書類について、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（第1次審査通過者を対象として、応募書類のプレゼンテーション及びヒアリング審査）を行いました。

選定委員会の審査が終了し、候補者及び次点候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

## 2 選定委員会委員

委員長 安留 孝子（帝塚山大学准教授）  
副委員長 坂下 美恵子（奈良県身体障害者福祉協会連合会会長）  
委員 田中 道彦（事業繁栄コンサルティング代表・中小企業診断士）  
委員 奥谷 長嗣（生駒市職員・部長）  
委員 池田 勝彦（生駒市職員・部長）

## 3 応募団体数

3団体（奈良県内2団体、奈良県外1団体）

## 4 選定経過

### (1) 第1回選定委員会（平成22年7月28日）

委員の互選により、委員長を選出し、委員長の指名により副委員長を選出しました。また、生駒市福祉センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、生駒市福祉センター管理運営基準（以下「運営基準」という。）、生駒市福祉センター仕様書（以下「仕様書」という。）及び選定評価基準について審議しました。

### (2) 第2回選定委員会（平成22年10月28日）

3団体から応募があり、募集要項に基づき第1次審査及び第2次審査を同日に行いました。

書類審査にあたっては、選定評価基準に基づき、評価項目毎に事業計画書、応募書類等の内容を審査し、採点基準にしたがい総合的に評価しました。

3団体から個別のプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、委員による意見交換、審議を経て、選定委員会として最終的な評価を行いました。

その結果、第2次審査の合計点数の最も高い提案者である社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会を候補者に、財団法人 奈良キリスト教青年会を次点候補者に選定いたしました。

## 5 選定結果

### 1 候補者

社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会  
生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号  
副会長 中庄谷 幸榮

### 2 次点候補者

財団法人 奈良キリスト教青年会  
奈良市西大寺国見町 2 丁目 1 4 番 1 号  
理事長 林 秀彦

## 6 総評

候補者及び次点候補者ともに、生駒市が示した「生駒市福祉センター指定管理者募集要項及び仕様書」を十分理解し、創意工夫のある事業計画書の提案が行われました。

特に、社会福祉法人生駒市社会福祉協議会は、具体的かつ意欲的な提案がなされており、全体としての計画が優れていることから、各選定委員の評価点の合計点数が最上位となったことにより候補者に選定しました。

## 資料1

## 生駒市福祉センター指定管理者候補者選定評価基準

評価項目	内容	配点			採点の基準
		評 定 点	比 重	配 点	
1 基本的な考え方					20
(1)	サービス提供に当たっての基本的な考え方	5	1	5	5・福祉センターの設置理念を十分に理解し、明確で特に優れた考え方が示されている。 4・福祉センターの設置理念を理解し、明確で優れた考え方が示されている。 3・福祉センターの設置理念をほぼ理解し、適切に考え方が示されている。 2・福祉センターの設置理念について理解不足な点が見られ、考え方が明確・適切に示されていない点がある。 1・福祉センターの設置理念についての理解に欠け、考え方も不明確・不適切である。
(2)	施設の管理運営に関する基本的な考え方	5	1	5	
(3)	生駒市との連携に関する基本的な考え方	5	2	10	
2 事業計画					60
(1)	福祉センターの運営に関する事業計画	5	3	15	5・計画内容が特に優れており、利用者等に提供するサービスの水準は非常に高いものと認められる。 4・計画内容が優れており、利用者等の提供するサービスの水準は高いものと認められる。 3・標準的な計画内容であり、利用者等に提供するサービスの水準は中程度のものと認められる。 2・計画内容は具体性、実現性に欠ける点があり、利用者等に提供するサービス水準はやや低いものと認められる。 1・計画内容は具体性、実現性に欠ける点が多く、利用者等に提供するサービス水準は低いものと認められる。
(2)	自主事業計画について	5	2	10	
(3)	市民サービス、業務水準の向上について	5	2	10	
(4)	安全管理及び危機管理について	5	2	10	
(5)	組織・人員体制について	5	2	10	
(6)	指定期間中の収支計画について	5	1	5	
3 事業実績					20
(1)	福祉活動の実績について	5	2	10	5・特に優れた事業実績と財務状況であり、経営の安定性が大いに認められる。 4・優れた事業実績と財務状況であり、経営の安定性が認められる。 3・経営の安定性がほぼ認められる。 2・事業実績と財務状況に不明確な点があり、実現性を認めにくい。 1・事業実績と財務状況に不明確な点が多くあり、実現性を認めにくい。
(2)	財務経営状況について	5	2	10	

## 生駒市福祉センター指定管理者候補者選定結果

評価項目	内容	社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会		財団法人 奈良キリスト教青年会		A団体	
		評価点計	配点	評価点計	配点	評価点計	配点
		評定点		評定点		評定点	
1 基本的な考え方		82	100	71	100	52	100
(1)	サービス提供に当たっての基本的な考え方	20		19		15	
(2)	施設の管理運営に関する基本的な考え方	20		18		13	
(3)	生駒市との連携に関する基本的な考え方	42		34		24	
2 事業計画		237	300	232	300	154	300
(1)	福祉センターの運営に関する事業計画	63		60		33	
(2)	自主事業計画について	40		40		28	
(3)	市民サービス、業務水準の向上について	36		40		22	
(4)	安全管理及び危機管理について	36		40		28	
(5)	組織・人員体制について	46		34		26	
(6)	指定期間中の収支計画について	16		18		17	
3 事業実績		80	100	70	100	50	100
(1)	福祉活動の実績について	46		36		22	
(2)	財務経営状況について	34		34		28	
総合計		399	500	373	500	256	500
順位		1		2		3	

### 資料3

#### 生駒市福祉施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 生駒市福祉施設（福祉センター）の管理運営を効率的、かつ、効果的に行うため福祉施設の指定管理者候補者を選定するにあたり、必要な事項を審査するため、生駒市福祉施設指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、生駒市福祉施設（福祉センター）に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項その他必要な事項を所掌するものとする。

##### (委員)

第3条 委員は、市長が委嘱する専門的知識を有する者及び市長が指名した職員とする。

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は互選とし、副委員長は委員長の指名によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### (会議の招集等)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が支障がないと認めるときは、公開することができる。

### 資料3

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、会議に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、市長が指定管理者の指定を行った日に、その効力を失う。